

( 続紙 1 )

京都大学	博士 (地域研究)	氏名	金 悠進
論文題目	自立と依存の文化実践 —音楽シーンの発展構造からみるインドネシア民主主義—		
(論文内容の要旨)			
<p>金氏の論文は、インドネシアにおける文化と政治の関係を音楽に着目して明らかにしたものである。その主張の要点は、インドネシアでは民主主義が定着したことで、表現の自由に価値を置くインディーズなども含めた多くの音楽実践が、政治に影響を与えながらも結局は政府と相互依存関係に陥り、表現の自由の否定に加担したというものである。2019年に音楽実践者たちの意見も踏まえて国会に上程された音楽実践法案が、その状況を象徴する事実であったとする。</p> <p>金氏の論文は、この予期せぬ音楽実践と政府の相互依存関係の創出について、インドネシアが独立してから現在に至る音楽と政治の関係を広範に論じながら説得的に論証している。章構成は次のとおりである。まず第1章で博士論文の概要と上述した論点を明らかにしている。そして、この相互依存関係の発端は、地方レベルでの音楽シーンの発展が、新たな政治的リーダーシップの台頭を可能にしたことだとし、それが国政レベルに浸透していったことを指摘している。</p> <p>続く第2章と第3章では、1950年代のスカルノ大統領の「指導される民主主義」期、スハルト大統領のパンチャシラ民主主義期から現在に至るまでのポピュラー音楽シーンの発展過程を詳述している。ここでは、音楽ジャンルの変容と地域的・世代的差異を明らかにした上で、2000年代中葉以降、インディーズの音楽実践者たちが中心となり、ジャンル間、地域間、世代間の差異だけでなく、連帯を模索していることを明らかにした。</p> <p>第4章では、ジャワ島の大都市であるバンドンに焦点を当て、政治からの自立性を強調するはずのインディーズ実践者たちが、音楽産業を含む「創造産業」の発展の一翼を担うことで、「創造産業」を政治的リソースとするバンドン市長と共存関係、相互依存関係を樹立していく過程を描いた。第5章では、こうした地方レベルでの政治と音楽の関係が、国政に浸透していった様子を明らかにした。2014年に就任したジョコ・ウィドド大統領は、創造産業の育成に力点を置き、創造経済庁を発足させた。そして、第3章で明らかにしたようなジャンル間、地域間、世代間の音楽の連帯を「多様性の中の統一」という国是のもとで推進していくことで、国政レベルでもインディーズを中心とする音楽実践者と政府が相互依存関係を深めていく過程を明らかにした。</p> <p>第6章では、第5章で展開したような音楽実践者と政府の相互依存関係が、各地で行われた音楽会議などを通じてさらに深化していく様子を明らかにした。その深化の過程で、音楽実践者以外の関係者も巻き込んで音楽産業の抱える問題の共有が進む一方で、表現の自由の行き過ぎが政治的不安定に繋がりにかねないとする政府の立場を盛り込んだ音楽実践法案が国会に上程されたのである。</p> <p>第7章では、音楽と政治の相互依存関係が音楽実践者と地方政府、中央政府の関係だけでなく、音楽実践者と軍との間にも見られることを明らかにした。民主化の前も後も、</p>			

地方での音楽公演の開催地は治安を確保する上で好都合な軍用地であり、公的暴力に表現の自由が支えられているにもかかわらず、それが問題視されていない。そこにインドネシアの音楽業界が持つ権力依存性が象徴されているとしている。

終章では、第7章までの議論をまとめた後、新たな問題提起をして終えた。音楽実践法案そのものは国会に上程されたものの、一部の条項が非民主的性格を持つことに気づいた音楽実践者たちが反対運動を繰り広げることで廃案となった。その意味では、音楽実践者たちはもっぱら政府に依存しているとは言い切れない。しかし、音楽実践者たちが積極的にジャンル間、地域間、世代間の差異を超克して連帯をつむぎ、ナショナルな音楽シーンの展開を目論むほど、著作権などの法的インフラの整備といった点で、政府の積極的支援を仰がざるをえず、今後も相互依存は進んでいくであろうし、その過程で、音楽実践法案のような政府にとって好都合な非民主的な試みが繰り返されていくであろう。そして、音楽業界が表現の自由よりも経済的充足を重視すればするほど、音楽の陳腐化が進むと同時に、非民主的帰結を推し進めていくであろうという指摘で本論文を終えている。

(論文審査の結果の要旨)

本論文の優れている点は次の4つである。1つ目は研究の視点のユニークさである。音楽研究では音楽それ自体、あるいは、音楽の地域的文脈に着目した研究が目立つ中で、音楽が文化資源として政治的に意味を持つという視点は魅力的である。しかも、音楽実践者たちが民主化の推進役であるという従来の視点ではなく、表現の自由の闘士であるはずのインディーズ系の音楽実践者たちが地方の音楽シーンだけでなくナショナルな音楽シーンに展開していき、政府と依存関係を深める中で、非民主的な法案作成に加担したという仮説は興味深く、他国の音楽と政治を考える上でも非常に示唆に富む。

次に、広範な視点から音楽、あるいは、音楽と政治の関係を論じている点である。これまでの研究であれば、ダンドゥットなど一つの音楽ジャンルに着目した研究が多かったのに対して、本論文は、シーンを鍵概念として、バンドンのインディーズ音楽シーンを軸としながら、地域横断的、ジャンル横断的にインドネシア音楽全体の変容、そして音楽と政治の関係を解き明かしている。インドネシアについてここまで視野の広い音楽研究、音楽と政治研究は存在しない。

3つ目は、2つ目とも関わる点であるが、長期のフィールドワークに基づく学際的な研究である点である。1年10ヶ月のフィールドワークを通じて、これまで着目されてこなかったような文献まで含めて資料収集を行うだけでなく、多様なアクター（ミュージシャン、マネージャー、音楽評論家、音楽レーベル所有者）にインタビューを行い、また、実際にさまざまな文化イベント（音楽公演、フェスティバルなど）にも参加することで、貴重なデータの収集に成功している。そして、インドネシア研究のみならず、政治学、都市社会学、カルチュラル・スタディーズ、ポピュラー・カルチャー研究といった多様なディシプリンを踏まえた上で、学際的に音楽と政治の関係を明らかにすることに成功している点である。

最後に、首都中心史観の見直しに成功している点である。これまでのポピュラー音楽研究はもっぱらジャカルタに焦点を当てた研究であったが、本研究はバンドンに加えて、バリやジョグジャカルタなども調査対象とすることで、地方レベルでの音楽と政治の関係を浮かび上がらせることに成功しており、だからこそ、地方から中央に音楽と政治の関係のダイナミズムが展開していくという本論文の貴重な視点を実証的に証明することに成功している。

以上のように、本論文は極めて完成度が高く、インドネシアを超えて他国の音楽と政治の関係を考察する上でも重要な成果となっている。

よって、本論文は博士（地域研究）の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年2月17日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規定第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。